

指定管理者制度の導入等に関する基本方針

平成17年4月
(最終改正：令和6年4月)

香川県

I 趣旨

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運用を図ることを目的とした指定管理者制度が創設されたことから、制度の円滑な導入等を図るため、公の施設の管理運営方法の見直しや指定管理者制度の導入等に関する基本的な考え方等を取りまとめたものである。

II 指定管理者制度の概要

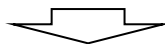
1 指定管理者制度の概要

ホール、駐車場等の公の施設の管理について、地方公共団体の出資法人等に限定して委託できる「管理委託制度」が廃止され、出資法人等以外の民間事業者等を含む地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が創設された。

【改正前】 管理委託制度

地方公共団体の管理の下で、公の施設の管理の受託者を限定

- ・地方公共団体の出資法人のうち、一定要件を満たすもの
- ・公共団体（地方公共団体、土地改良区、水害予防組合等）
- ・公共的団体（農協、生協、赤十字社、地縁団体等）



【改正後】 指定管理者制度

管理の受託主体の法律上の制限を撤廃し、「指定管理者」が公の施設の管理を代行する。

（制限撤廃の効果）

- ①民間経営者の発想を採り入れることで、利用者に対するサービスの向上が期待できる。
- ②民間事業者の手法を活用することにより、管理費用の縮減が期待できる。

2 指定管理者制度導入の手続き等

指定管理者制度の導入には、次の手続き等が必要

- ① 公の施設の設置に関する**条例を改正**（新たに導入する場合、指定の手続き等の規定が必要）
- ② 公募の場合
 - ・条例に基づき、指定管理者を募集
 - ・審査
 - ・指定管理者の候補者の決定
- ③ 指定管理者の指定について**議会の議決**

3 条例に規定する事項

指定管理者を導入することとした場合には、次の事項を条例で定めなければならない。

- 指定の手続（申請、選定方法等）
- 管理の基準（開館時間、使用制限等）
- 業務の範囲（施設等の維持管理、使用許可等）

4 指定管理者の指定方法

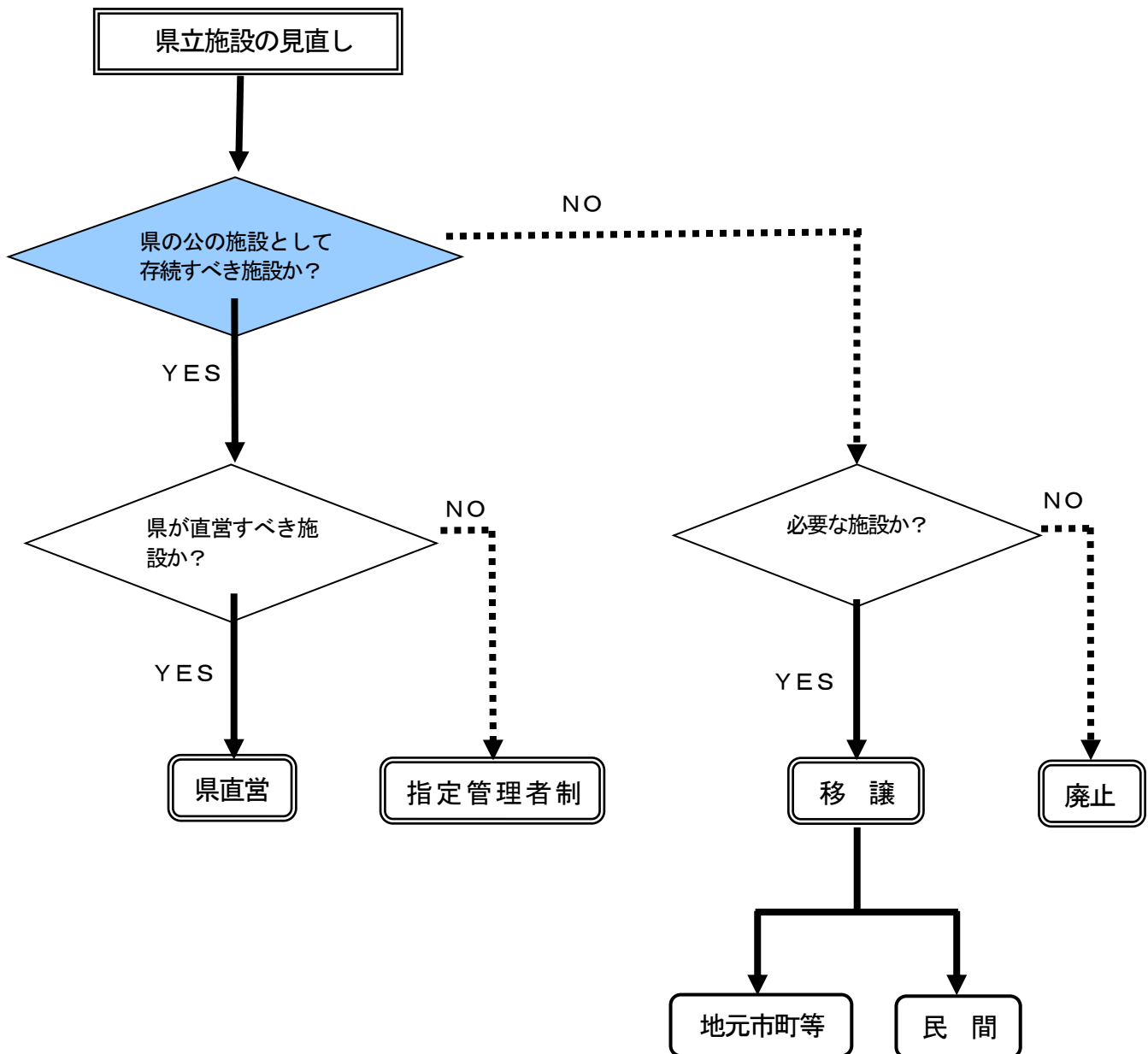
指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について、議会の議決を経て、指定しなければならない。

Ⅲ 県立施設の管理運営方法等の見直し

指定管理者制度の導入に合わせ、公の施設の設置目的や果たすべき役割等を踏まえながら、次のフローチャートに従い、施設のあり方や管理運営方法を根本的に見直し、「県の公の施設として存続すべきか」、「県が直営すべきか」、「指定管理者制度を導入すべきか」等について検討する。（具体的な判断ポイントは別紙1参照）

特に、施設の利用者の状況等から、地元市町に密着している施設については、施設の移譲を働きかけるとともに、管理運営経費の負担のあり方等について再度検討する。

また指定管理者制度を導入した施設については、更新時期を見据えながら、再度、同様の検討を行うことが必要である。特に「県の公の施設として存続すべきか」については、慎重かつ十分な検討や調整が必要であることから、原則として指定期間最終日の2年前には着手すること。



IV 指定管理者制度の導入等の方針

1 指定管理者制度の導入

(1) 既設の施設

上記の検討結果を踏まえ、指定管理者制度を導入する施設については、次のスケジュールで手続きを行う。

6月	施設設置条例の改正	施設ごとの設置管理条例を改正する。(新たに導入する場合)
	↓	
	指定管理者の募集	募集要項を作成し、広報誌・ホームページ等により募集する。(公募の場合)
11月	↓	
	評価・選定	評価委員会を開催した上で、候補者を選定する。(公募の場合)
	↓	
4月	指定の議決 債務負担行為の設定	施設の名称、指定管理者名、指定期間について、議会の議決が必要である。 県が負担する管理費用について、必要に応じて債務負担行為を設定する。
	↓	
	協定の締結	指定管理者に行わせる業務の細目的事項について、協定を締結する。
4月	指定管理者による 管理運営	

(2) 新規開設施設

新規に開設する施設についても、直営にする特段の事情がない場合は、開設に合わせて、指定管理者制度を導入することとする。

2 指定管理者の選定

指定管理者は、県が責任をもってサービス提供を行う公の施設の管理運営を行うことから、以下の手続により指定管理者として最も適切な者を選定するものとする。

(1) 指定管理者の選定は、次のような場合を除き、原則として公募により行う。

○県の施策との一体性が強い場合や民間市場が成熟していない場合、施設の管理運営に公平性・中立性・専門性が強く求められる場合など、施設の性質や特性から、特定の団体に管理運営を行わせることが適当な場合

○施設に隣接する施設の管理運営法人等を指定することにより、効果的・効率的な管

理運営が確保される場合

- 公募による指定により、県が負担するトータルコストが増える場合
- 緊急に指定管理者を指定しなければならない場合 等

(2) 公募を行った場合の選定に当たっては、指定管理者評価委員会を設置し、評価作業に関与する県職員が、理事、代表取締役等の業務執行に関する権限を有する職に就任している団体については、次のような場合を除き、原則として指定管理者として選定しない。

- 他に指定管理者となるべき適当な団体がない場合
- 指定の取消し、管理業務の停止を行うなど特別な事情がある場合 等

(3) 公募に当たっては、地域経済の活性化や県内雇用の確保の観点から、原則として、県内に本店又は主たる事務所を有する法人等（以下「県内企業」）を対象とする。なお、複数の法人等で共同して申請する場合は、代表の法人等が県内企業であるとともに、それ以外のすべての構成員が県内に事業所を有することを条件とする。なお、代表の法人等は、施設の管理を行うなど主たる業務を行うものとする。

ただし、新たに指定管理者制度を導入しようとする施設であって、年平均委託料の額が1億円以上と見込まれ、かつ、管理業務の専門性、特殊性により高度の技術やノウハウを要するため、県内企業以外からも応募を受け付けた方が、提供するサービスが向上すると見込まれる場合は、代表の法人等を含む構成員のいずれかの法人等が、県内企業であることで条件を満たすものとする。

また、次の①又は②に該当する場合は、法人等の所在地に関する要件を適用しない。

①次のア及びイの両方をみたます場合

ア 年平均委託料の額が1億円以上と見込まれる施設

イ 直近の公募において、県内企業（共同申請の場合、代表の法人等）からの応募がない又は1者のみの場合

②現在の指定管理者が県内企業以外の場合

その他、応募者の資格の制限は必要最小限のものとするが、制限を加える事項としては次のようなものが考えられる。

- 県税等の滞納者
- 県から指名停止の措置を受けている者又は指名停止となる措置要件に該当していると認められる者
- 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きを行っている者
- 暴力団対策法に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(4) 公募に当たっては、ホームページ、広報誌など幅広い広報手段を活用するとともに、公募期間は、参入の機会を広く確保する観点から原則として2カ月程度とする。

(5) 施設により、開館時間、休館日、自主事業などの条件について、応募者から提案を受ける提案型公募を実施する。

(6) 応募予定者に施設の情報を提供するため、必要に応じて、現地説明会を開催する。

(7) 公募する施設については、募集要項(参考例1)を作成し、選定基準、管理の基準、管理業務の範囲等を周知する。

(8) 指定管理者評価委員会

○指定管理者評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、原則として所管部局ごとに設置(参考例2)するが、次の場合のように共同して設置することも考えられる。

・複数の部局で類似の施設を所管しており、同じ評価委員会で評価を行った方が適当である場合

○評価委員会は部局長等を委員長とし、所管課長を含めた数名の委員で構成することとするが、専門性及び透明性を確保するために、委員の過半数を外部の有識者等とする。

○評価委員会は、次のような評価基準に基づき、応募者が提出する事業計画書等について、評価する。

- ・施設の設置目的を達成できるものであること
- ・団体が運営に当たって社会的役割を果たすこと
- ・住民の平等な利用が確保できるものであること
- ・施設の効率的な利用や経費の削減が図られるものであること
- ・団体が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること
- ・個人情報の保護が図られるものであること
- ・関係法令の遵守や利用者の安全が確保される見込みがあること
- ・地域経済の活性化や県内雇用の確保等に配慮されていること 等

(9) 指定管理者の選定

○指定管理者は公の施設の設置目的を果たすという社会的責務を有することから、指定管理者(候補者)の選定に当たっては、評価委員会各委員の評価結果を尊重した上で、総合的に判断して、指定管理者(候補者)の選定を行う。

○選定結果については、速やかに応募者全員に通知することとし、プレス発表を行うなど広く情報を公開する。

(10) 委託料

○委託料は、人件費、光熱水費、修繕費、保険料等の積上げにより積算し、上限を設定するものとする。特に、人件費については、原則として、標準的な基準を設定して積算するものとする。

3 指定管理者の指定

(1) 指定の議決

○指定管理者が施設の管理業務を開始する前に、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項に基づき、議会の議決を得る必要がある。

○議会の議決を要する事項は次のとおりである。

- ・指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- ・指定管理者となるべき団体の名称
- ・指定期間

(2) 債務負担行為の議決

複数年度にわたる指定期間を設けた場合であって、複数年度にわたる協定を締結する場合は、原則として債務負担行為の議決が必要となる。

(3) 協定書の締結

指定の議決を得た後で、指定管理者に行わせる業務の範囲や支払う委託料の額等の細目的事項を定めるため、指定管理者との間で協定書（参考例 3）を締結する。

(4) 指定期間

指定期間は、5 年を基本として、施設の設置目的、利用者の状況、サービスの継続性や安定性等を踏まえ、施設ごとに設定する。

○業務内容に専門性が強く求められ、人材育成や人材の確保にかなりの期間を要する施設 \Longrightarrow 比較的長期間

○施設の維持管理業務が主たる業務の施設 \Longrightarrow 比較的短期間

(5) 利用料金制度等

指定管理者のインセンティブの発揮や利用者サービスの向上につながると考えられることから、利用料金制度を積極的に活用する。

また、利用料金制度以外に指定管理者のインセンティブを發揮させる方法として、報奨金の手法によることも考えられる。

4 指定管理者制度導入後の対応

(1) 事業報告書等

○指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書（参考例 4）を作成し、県に提出しなければならない。

(2) 業務に関する調査等

○施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務や経理状況に関する報告を求めるとともに、少なくとも毎年 1 回以上は実地調査を実施し、必要な指示を行う。

- 実地調査の際には、チェックリスト（様式1）に基づき適正な管理運営の確保の状況、法令等の遵守等、労働関係法令遵守の状況、利用者サービスの維持向上の状況及び収支の状況について確認する。
- 事業報告書の内容や実際の業務の状況等から、問題があると認められる場合又はその疑いがある場合には、速やかに報告を徴し、必要に応じて業務内容の改善等について指示を行う。

（3）管理運営状況の検証

指定管理者制度を導入した施設の更新に当たっては、「管理運営状況検証ガイドライン（平成20年3月策定）に基づき、施設の管理運営状況の検証・評価を行うものとする。

（4）指定の取消し・管理業務の停止

- 指定管理者が知事の指示に従わないとき、管理を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる。
- 指定の取消し等の原因となる事由としては、次のようなものが考えられる。
 - ・報告の徴求又は調査に応じない場合、虚偽の報告を行った場合、又は調査を妨げた場合
 - ・施設の設置条例、施行規則又は協定に違反した場合
 - ・指定管理者の申込資格を失った場合
 - ・指定申請書又は添付書類の内容に虚偽があることが判明した場合
 - ・施設の設置目的が達成できない場合や住民の平等利用が確保されないなど、管理業務が適正に行われない場合
 - ・団体の経営状況の悪化等により、施設の管理業務を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
 - ・組織的な非違行為が行われるなど、施設の管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当と判断される場合

（5）利用者のニーズの把握

施設の設置者としての責任を果たすため、指定管理者と協議の上、アンケート調査等を実施し、サービス向上のために必要な指導を行う。

V その他

1 管理運営している外郭団体

（1）組織・人員等のスリム化

施設の管理運営を行っている外郭団体は、指定管理者制度の導入に合わせて、民間事業者等との競争関係に置かれることから、組織・人員等のさらなるスリム化を推進するとともに、県からの派遣職員については漸減に努める。

(2) 中長期的な目標設定

指定管理者制度の導入に合わせて、施設の管理運営について、利用者サービスの向上や財務内容の改善等に関する中長期的な目標を設定するとともに、施設利用率の向上等を図るための方策を実施する。

2 情報公開

指定管理者の選定に関する文書に対して、情報公開請求があった場合は、香川県情報公開条例に基づき、法人等の情報で、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある場合など同条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する場合を除き、公開しなければならない。

附 則

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。

県立施設の見直しに関する考え方

I 県の公の施設として存続する施設である。

判断のポイント

- ・ 県が責任を持ってサービスを提供する必要がある。
- ・ 県の施策と一体性が強く、県の果たすべき責任が大きい。
- ・ 県として今後ともサービスを継続する責任がある。
- ・ 施設がなくなることにより、県民の日常生活に支障をきたす。

1 県が直営すべき施設である。

判断のポイント

- ・ 県の施策との一体性が特に強く、県の果たすべき責任が顕著である。
- ・ 高度の公平性・中立性が求められる。
- ・ 個人情報保護のため、直営でなければ管理運営が困難である。

2 指定管理者制度を導入すべき施設である。

判断のポイント

- 制度の導入により、次の効果が期待できる。
- ・ より柔軟・専門的な運用によりサービスの向上が図られる。
 - ・ より効率的な管理によりコスト縮減が見込まれる。
 - ・ 施設の公平性・中立性が損なわれない。
 - ・ 民間の雇用拡大・経済活性化に寄与できる。

II 県の公の施設として存続する必要性のない施設である。

判断のポイント

- ・ 県の施策と一体性が弱く、県の果たすべき責任が小さい。
- ・ 既に市町や民間でもサービスが行われており、今後とも県で提供する必要性に乏しい。
- ・ 中核施設としての役割を終えたなど、県として今後ともサービスを継続する責任が小さい、あるいは、ない。
- ・ 施設がなくなることにより県民の日常生活に大きな支障をきたさない。

1 移譲を検討すべき施設である。

判断のポイント

- ・ 広域を対象とした施設ではなく、近隣の居住者が利用する割合が大きい。
- ・ 市町施設との一体的利用によりサービスが向上する。
- ・ 民間によるサービスが定着し、むしろ民間によるサービス提供の方が効率的である。

(1) 地元市町等に移譲

(2) 民間に移譲

2 廃止を検討すべき施設である。

判断のポイント

- ・ 社会経済情勢の変化に伴い、公の施設としての役割を終え、施設の維持修繕にかなりの負担が見込まれる。
- ・ 施設の利用率が低下しており、今後の向上も見込めない。
- ・ 【移譲を検討したが、実現できない。】